

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により同法第5条第1項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

平成20年6月4日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
フォレオ大津一里山  
大津市一里山七丁目字石拾2105番1の一部ほか
- 2 県の意見の概要
  - (1) ほぼ同時期に開業する（仮称）イオンモール草津の出店の影響を加味した、国道1号の主要交差点を中心とする交通量予測を実施し、その結果に基づいて来退店経路の交通量配分等交通対策を見直すこと。
  - (2) 周辺の生活用道路への来退店車両の進入を防止し、また近隣住民の交通安全対策として、交通整理員の常時配置等実効性のある具体的な対策を講じること。
  - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。
  - (4) 周辺の道路事情にかかわって、交通渋滞および交通安全対策について、関係機関、道路管理者とさらに協議し、有効かつ適切な対策を継続して追求すること。
- 3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1  
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 平成20年6月4日から平成20年7月4日まで